教員免許更新制について

大阪府教育委員会事務局 教職員企画課 免許グループ

平成 27(2015)年2月

$\mp 540-0008$

大阪市中央区大手前3-2-12

大阪府庁別館5階【最寄駅 地下鉄 谷町四丁目】

☎06-6944-6180

目 次

[1]	教員	・免許更新制について	•	•	•	•	•	Р	1
1	更新	f制の概要						Р	1
2	新免	!許状と旧免許状	•	•	•	•	•	Р	1
3	更新	f手続きの基本的な流れ	•	•	•	•	•	Р	2
4	更新	f制による失効	•	•	•	•	•	Р	4
5	免許	状更新講習	•	•	•	•	•	Р	5
6	免許	状更新講習の免除	•	•	•	•	•	Р	6
7	修了	確認期限の延期	•	•	•	•	•	Р	7
8	旧免	!許状所持者と新免許状所持者の手続きの							
	手続	きの違いによるミス	•	•	•	•	•	Р	8
V *∕æ do								٠/=-	
【貸料	11	旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り	•	•	•	•	•	貧	– 1
【資料	2]	免許状更新講習受講申込書(例)	•	•	•	•	•	資	- 2
【資料	3]	免許状更新講習修了(履修)証明書	•	•	•	•	•	資	— 3
【資料	4]	更新講習修了確認申請書	•	•	•	•	•	資	– 4
【資料	5]	更新講習修了確認証明書	•	•	•	•	•	資	– 5
【資料	6]	免許状更新講習免除申請書	•	•	•	•	•	資	- 6
【資料	7]	修了確認期限延期申請書	•	•	•	•	•	資	一 7
【資料	8]	新免許状と旧免許状	•	•	•	•	•	資	– 8

【根拠法令】

事例あり

私立学校・園で事例があったもの

[1] 教員免許更新制について

1 更新制の概要

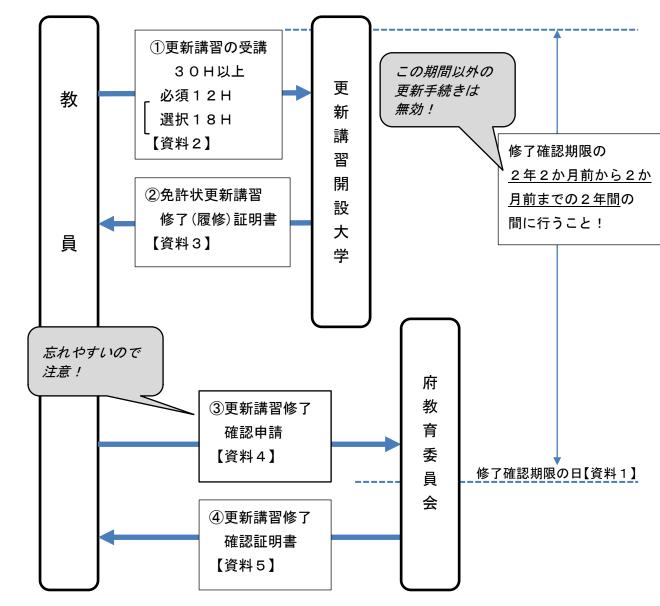
- ○<u>平成21年4月1日から</u>更新制が導入され、それまで終身有効であった教員免許状に一定の更 新期限が設定。
- 〇目的は、その時々で教員として必要な最新の知識技能を身につけること。
- 〇原則として10年ごとに30時間以上の「免許状更新講習」を受講し、勤務校(園)のある都道府県教育委員会に「更新講習修了確認の申請」を行うことで免許状が更新される。
- ○更新手続きを完了できなかった場合は、所持するすべての免許状が失効する。

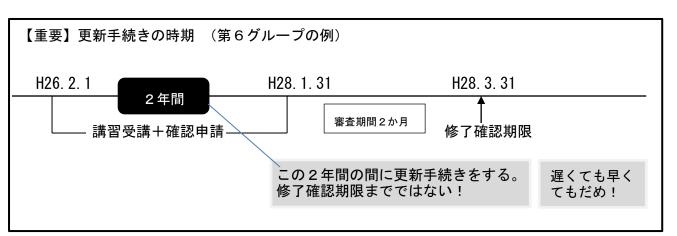
2 新免許状と旧免許状 【資料8参照】

2 机光计认乙		
	新免許状	旧免許状
①この免許状	平成21年4月1日以降に初めて	平成21年3月31日以前に何らかの免許
を持っている	免許状を授与された者	状を授与された者
のは誰か		(例) 平成18年3月に小学校免許を取得した者が、平成
		2 4 年 3 月に中学校免許を取得した場合、その免許状は
		旧免許状。
②免許状の有	10年間	有効期間なし
効期間は何年	免許状に記載あり	ただし、「修了確認期限」が設定され
か		事実上10年間
		免許状に記載はないが、「更新講習修了確認
		証明書」に次回の修了確認期限の記載あり
③最初の有効	所要資格(学位+単位)を得てから	満35歳、45歳、55歳に達する年度末
期間 (修了確認	10年後の年度末	【資料 1】
期限) の年月日		
はいつか		* 栄養教諭免許状所持者は別の定めあり
④更新手続き	所持するすべての免許状が失効	修了確認期限時点で
を怠った場合		〔現職教員の場合〕
はどうなるの		所持する免許状のすべてが失効
か		〔現職教員以外の場合〕
		失効しないが、そのままでは教職に就く
		ことができない(いわゆる免停状態)
		☞ P 4
新しい免許状	自動的に延長になる	自動的には延期にならない
を取得したこ		都道府県教育委員会に「延期の申請」を期
とを事由にし		限内に行う必要がある。☞ P 7
た修了確認期	※その他の事由(産休、病休等によ	※「延期の申請」時期は、更新時期と同じ
限(有効期間)	る延長等)は「延長の申請」が	⇒修了確認期限の「2年2か月前から2
の延期	必要	か月前」までの2年間

以下、旧免許状所持者に関する説明

3 更新手続きの基本的な流れ(旧免許状所持者の場合)



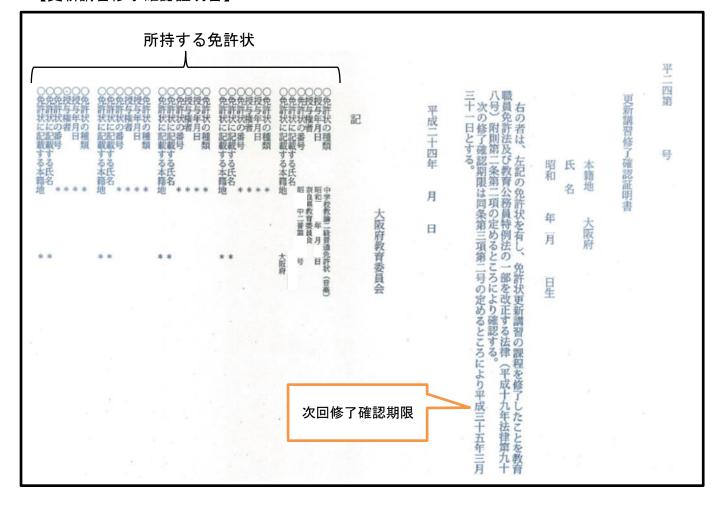


[留意点]

- A 更新手続きを完了すれば、<u>所持している免許状のすべてが更新</u>される。
- B 更新手続きを完了しても、<u>新しい免許状が交付されるのでなく</u>、更新したかどうかは、「④更新講習修了確認証明書【資料5】」で確認する。
- C 更新講習修了確認証明書には、原則、更新した免許状すべてが記載されるが、 「③更新講習修了確認申請」の際、所持する免許状(写)の一部について提出を忘れた 場合、記載されないことがある。<u>この場合であっても当該免許状の更新は有効</u>である。

事例あり

【更新講習修了確認証明書】



4 更新制による失効

- ■修了確認期限の2年2か月前から2か月前の2年間において
 - ①更新講習を受講しなかった、又は30時間以上履修しなかった
 - ②更新講習は修了したが、更新講習修了確認申請の手続きをしなかった。
 - ③講習の免除対象者であったが、免除の申請手続きをしなかった
 - ④修了確認期限の延期事由があったが、延期の申請手続きをしなかった







現職教員以外で修了確認期限を経過

<u>現職教員で</u> 修了確認期限を経過



- 法人職員
- ・修了確認期限日に依願退職した教員
- ・預かり保育、クラス担任の補助、 送迎バスの介助などの担当職員

免許状は失効しない

※ただし、そのままでは教職には就けない



あらためて更新手続き(期間経過後の更新講習修了確認申請=回復申請)をすれば教職に 就くことができる

免許状の失効

- ※公立学校の教員の場合は、免許状が失効すれば地方公務員としての身分も失う(失職)。 ※私立学校の教員の場合は、所属法人の職員としての身分を引き続き有するかどうかは
 - 各雇用者と個別の雇用契約、就業規則に照らして判断される。〔文部科学省〕



失効した場合でも

- (ア) 更新講習の受講修了・更新講習修了確認申請 + (イ) 免許状の授与申請 により、失効前に所持していた免許状を再度取得できる。ただし、「新免許状」となる。
- ※ (ア) は、所要資格 (学位・単位) を得てから10年以上が経過している場合に必要。
- ※更新制による失効は法 10 条による失効とは異なり授与禁止期間はないため、必要書類 (卒業証明書、学力に関する証明書等)がそろえば、いつでも授与申請は可能。

幼保連携型認定こども園に関して、当該園長、副園長、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭が 改正認定こども園法施行(平成27年4月予定)後に加えられる

5 免許状更新講習

(1) 更新講習の受講対象者

★受講義務があるのは「現職教員」のみ

職名	受講義務	受講の可否	講習の免除	修了確認期限の延期
<u> </u>			=== 1 > 1 =	の延期
校長、副校長、園長、副園長、			認められる	一定の事由の
教頭、主幹教諭、指導教諭	あり	受講できる		場合、延期でき
学校法人の理事 等				る
教諭、助教諭、養護教諭、			認められない	
栄養教諭、講師(常勤・非常				
勤)等				
認可保育園の保育士				
認定こども園の保育士	なし			
(幼稚園教諭免所持)				
教職に就こうとする者				
(もと教員、雇用内定者 等)				
高等専修学校の教員				
法人事務職員、補助員等		受講できない		

(2) 更新講習の概要 (例)

	開設者	講習の名称	時間数	講習の期間	受講料	受講人数	対象職種
必修領域	常盤会短期	教育の最新	12 時間	H27. 8. 16	12,000円	100 人	
	大学・	事情		~ 8. 17			
選択領域	常盤会学園	幼児教育に関	18 時間	H27. 8. 12	18,000円	100 人	教諭
	大学	する教育内容		~ 8. 14			
		の充実					

①受講すべき講習と時間数

<u>必修領域12時間以上、選択領域18時間以上、合計30時間以上の受講・修了が必要。</u>

最終日に修了認定試験あり。

②職に応じた受講

選択領域に関しては、現時点の「職」に応じた受講が必要。

・教諭⇒教諭向け ・養護教諭⇒養護教諭向け ・栄養教諭⇒栄養教諭向け

平成 28年4月から 必修領域6時間以上、 選択必修領域6時間 以上に変更

③受講できる大学等

更新講習は開講を希望する大学等からの申請に基づき、文部科学省が毎月認定する。

全国どこの大学等で受講することができる。

通常、必修領域は一つの大学で受講するが、選択領域はA大学で6時間、B大学で12時間といった受講でもかまわない。

4 講習開講時期

原則、現職教員を対象にしているので夏季休暇時期の開講が多い。更新手続きの期限 (1月31日) 間際になると対面式で開講している大学はほとんどないので、インターネットによる講習を受けるケースが多い。(桜美林大学が有名)

文部科学省 HP 更新講習開設情報

検索

6 免許状更新講習の免除

1 免許対象者	①学校教育法 (27条 37条 49条 60条) に定める教員を指導する立場の職
	・校長 ・副校長 ・園長 ・主幹教諭 ・指導教諭
	②免許状更新講習の講師
2 免除申請の時期	・修了確認期限の2年2か月前から2か月前までの2年間。
	・自動的に免除されるものではなく申請が必要【資料6】。免除の申請を怠っ
	た場合、他の受講義務者と同様に免許状は失効。
	・免除申請は、免除事由に該当する修了確認期限にかかる更新講習の受講免除
	であり、次回(10年後)にはあらためて更新手続きが必要。
3免除事由がある	・免除申請日において、現職かつ免除職であれば申請可能。その後、免除職に
ことを判断する	該当しなくなっても差支えない。
時期	
4免許職に関する	・免除対象者の職について、学校法人において異なる名称で、教員を指導する
事前協議	立場の職を置いている場合、事前の協議が必要(学校法人→府教委)
	(例) 進路指導部長〔主幹教諭職相当〕、学年主任〔指導教諭相当〕
	・学則又は内部規規定等において、学教法のどの職に相当するのか明確にして
	おく必要がある。
	平成年月日
	免許状更辨謝習受講免除の職に関する協議について 大阪府教育会員会 様
	选人住所 逊人名称
	代表者氏名 印 下記の学校はより開ビウムでは、の恋母童経験型の返休命位の個で禁やする無力なるため、
	「おんかすた以内へ 現立する場合」という。 ただが大き間 ロンスは 元年の 一般に ます。 「
	□ 校長 (開長) ○職名
	□ 主幹教論 ○職を規定する学則等の名称 ・管理職手当を支給 等 □ 指導教諭 ())
	 等 学校法人で規定 する郷が該当する 職について残犯していない場合 ・職について残犯していない場合 ・職について残犯していない場合 ・数金をおらない雇用
	ください。
	机为市场场化
(例) 進路指導部長〔主幹教諭職相当〕、学年主任〔指導教諭相当〕 ・学則又は内部規規定等において、学教法のどの職に相当するのか明確にしておく必要がある。 【協議書】 「「「「「「「「「「「「「「」」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「」」 「「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」 「「」」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	

7 修了確認期限の延期

- (1)延期事由(更新講習の課程を修了できないやむをえない事由)
 - ①病気休職中であること
 - ②産前産後休暇、育児休暇、病気休暇(引き続き90日以上)、介護休暇中であること
 - ③所持する免許状の授与年月日から修了確認期限まで10年経っていないこと 等
 - (例) 第6グループ 修了確認期限 H28.1.31

幼稚園教諭免許 H20.3.31 取得

小学校教諭免許 H25.3.31 取得 ⇒H35.3.31 まで修了確認期限を延期できる

(2)延期申請の時期

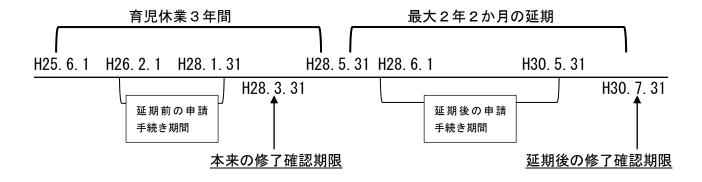
- ・修了確認期限の2年2か月前から2か月前までの2年間。
- ・<u>自動的に延期されるものではなく申請が必要</u>【資料7】。延期の申請を怠った場合、他の受講 義務者と同様に免許状は失効。

(3) 延期事由があることを判断する時期

・割り振られた更新講習の受講時期(修了確認期限の2年2か月前から2か月前までの2年間) 中に延期事由に該当しているかを判断。

(4) 延期できる期間

- ・延期事由がなくなってから、最大2年2か月の範囲で延期できる。(上記(1)③以外)
- ・延期期間は上記の範囲で申請者が任意に決定できるが、延期する前に更新講習を一部履修している場合は、その履修が更新に有効なものとカウントできないことがあるので注意 (※)。



※修了確認期限を延期することによって、更新の申請手続き期間も延期される。

上図の例によれば、次のとおり。

(延期前) H26年2月1日から28年1月31日の2年間

(延期後) H28年6月1日から30年5月31日の2年間

もし、延期後の申請手続き期間より以前に履修・修了していた更新講習があったとしても、

更新に有効な講習とカウントされない。

事例あり

■旧免許状所持者と新免許状所持者の手続きの違いによるミス

【旧免許状所持者】(幼稚園教諭免許と小学校教諭免許を所持する幼稚園教諭) 昭和44年9月生まれ(第5グループ 修了確認期限:平成27年3月31日)

平成2年3月 免 幼 許 稚 狀 園 31日取得 重



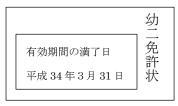


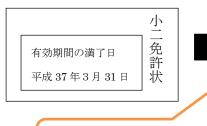
免許状の取得日に関わらず、 生年月日の割り振りから判断

最初の更新期限

★小学校二種免許状を取得したことを理由として修了確認期限の延期が可能(申請は必要)

【新免許状所持者】(同 上)





最初の更新時期

最後に取得した免許状記載の 有効期間から判断

★有効期間の延長の申請は 不要

事例では平成35年2月1日から37年1月31日までの2年間



【旧免許状所持者】

・新しい免許状を取得したので自動的に延期するものと思い、延期申請をせずに失効。

【新免許状所持者】

・生年月日の割り振りに従って更新手続きをしてしまい、その更新講習の受講が 無駄になってしまった。



・最初に取得した免許状記載の有効期間(事例:平成34年3月31日)に従って更新手続きをして しまい、その更新講習の受講が無駄になってしまった。

【資料1】

旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り

(表1)

平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状をお持ちの方(平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方を除きます)の最初の修了確認期限

	1 日以前に欠分された木食教訓兄計仏をわ付	りの力を除さまり」の	权机以修了唯秘规则
	受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間 更新講習修了確認等の申請期間
1	昭和 30 年 4 月 2 日~昭和 31 年 4 月 1 日 昭和 40 年 4 月 2 日~昭和 41 年 4 月 1 日 昭和 50 年 4 月 2 日~昭和 51 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	平成 21 年 4 月 1 日 ~平成 23 年 1 月 31 日
2	昭和 31 年 4 月 2 日~昭和 32 年 4 月 1 日 昭和 41 年 4 月 2 日~昭和 42 年 4 月 1 日 昭和 51 年 4 月 2 日~昭和 52 年 4 月 1 日	平成 24 年 3 月 31 日	平成 22 年 2 月 1 日 ~平成 24 年 1 月 31 日
3	昭和 32 年 4 月 2 日~昭和 33 年 4 月 1 日 昭和 42 年 4 月 2 日~昭和 43 年 4 月 1 日 昭和 52 年 4 月 2 日~昭和 53 年 4 月 1 日	平成 25 年 3 月 31 日	平成 23 年 2 月 1 日 ~平成 25 年 1 月 31 日
4	昭和 33 年 4 月 2 日~昭和 34 年 4 月 1 日 昭和 43 年 4 月 2 日~昭和 44 年 4 月 1 日 昭和 53 年 4 月 2 日~昭和 54 年 4 月 1 日	平成 26 年 3 月 31 日	平成 24 年 2 月 1 日 ~平成 26 年 1 月 31 日
5	昭和 34 年 4 月 2 日~昭和 35 年 4 月 1 日 昭和 44 年 4 月 2 日~昭和 45 年 4 月 1 日 昭和 54 年 4 月 2 日~昭和 55 年 4 月 1 日	平成 27 年 3 月 31 日	平成 25 年 2 月 1 日 ~平成 27 年 1 月 31 日
6	昭和 35 年 4 月 2 日~昭和 36 年 4 月 1 日 昭和 45 年 4 月 2 日~昭和 46 年 4 月 1 日 昭和 55 年 4 月 2 日~昭和 56 年 4 月 1 日	平成 28 年 3 月 31 日	平成 26 年 2 月 1 日 ~平成 28 年 1 月 31 日
7	昭和 36 年 4 月 2 日~昭和 37 年 4 月 1 日 昭和 46 年 4 月 2 日~昭和 47 年 4 月 1 日 昭和 56 年 4 月 2 日~昭和 57 年 4 月 1 日	平成 29 年 3 月 31 日	平成 27 年 2 月 1 日 ~平成 29 年 1 月 31 日
8	昭和 37 年 4 月 2 日~昭和 38 年 4 月 1 日 昭和 47 年 4 月 2 日~昭和 48 年 4 月 1 日 昭和 57 年 4 月 2 日~昭和 58 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 28 年 2 月 1 日 ~平成 30 年 1 月 31 日
9	昭和 38 年 4 月 2 日~昭和 39 年 4 月 1 日 昭和 48 年 4 月 2 日~昭和 49 年 4 月 1 日 昭和 58 年 4 月 2 日~昭和 59 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	平成 29 年 2 月 1 日 ~平成 31 年 1 月 31 日
10	昭和 39 年 4 月 2 日~昭和 40 年 4 月 1 日 昭和 49 年 4 月 2 日~昭和 50 年 4 月 1 日 昭和 59 年 4 月 2 日~	平成 32 年 3 月 31 日	平成 30 年 2 月 1 日 ~平成 32 年 1 月 31 日

※ 平成21年3月31日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状をお持ちで昭和30年4月1日 以前に生まれた方については、平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの場 合を除き、修了確認期限は設定されません。(栄養教諭免許状を所持する方は表2をご確認ください) この方については、免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過しても教員免許状は失効 しません。受講免除の申請も不要です。

(表2)

平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方(栄養教諭以外の職にある方も該当します)の最初の修了確認期限

	栄養教諭免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間 更新講習修了確認等の申請期間
1	平成 18 年 3 月 31 日以前に栄養教諭免許状 を授与された者	平成 28 年 3 月 31 日	平成 26 年 2 月 1 日 ~平成 28 年 1 月 31 日
2	平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成 29 年 3 月 31 日	平成 27 年 2 月 1 日 ~平成 29 年 1 月 31 日
3	平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成 30 年 3 月 31 日	平成 28 年 2 月 1 日 ~平成 30 年 1 月 31 日
4	平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成 31 年 3 月 31 日	平成 29 年 2 月 1 日 ~平成 31 年 1 月 31 日

※ 旧免許状所持者の方で、平成21年4月1日以後に栄養教諭免許状を初めて授与された場合は、この表ではなく、(表1)により生年月日に応じて最初の修了確認期限が割り振られます。

【資料2】免許状更新講習受講申込書(例)

〔受講者本人		阪府立大学	务	許状更新	講習	受講申	込書			※事務処理欄
ふりがな			申		生年					│ └──┴──┤
氏 名			込 印	F	月日	昭和	年	月	日	
		5区 J村			П					(顔写真) 縦 36~40 横 24~30 mm
連 絡 先 	(TEL) ー E-mailアドレス		······ (携帯) –						
	(※Word等のファイルを	受信できるもの)				(職名)該当職名	さつで囲ん	でください。
受講対象者の 区分	①小学校・中学校・高等学校・ 中等教育学校・特別支援学校 に勤務している者						教 養 実	論 護教諭 習助手 校栄養	助教 •	諭 · 講師 養護助教諭 寄宿舎指導員
※①~④の中か ら該当する区分	②教員採用内定者・教員として 任命又は雇用される(見込みのある)者		する	見込みのある)任命	権者・学	校法人	• 国立	大学法	人等勤務先)
に記入してください。	③教員勤務経験者	(任命・雇用	して	ハた任命権者	学校	法人・国	立大学	法人等	の元勤	務先)
	④その他	(勤務先)					(職名)		
〇 所持する	免許状について記入してく	ださい。※記入の	の方法に		きい。					
	免許状の種類			教科				*	詩別支	援教育領域
	が上記以外にある場合、それらの免許状に ・有効期間の満了の年月日	平成	上添付	月	日					
	講習について記入してくだ	1174								
V X X X X X X X X X X X X X X X X X X X	区分			講習の	名称					開設日
教科指導、生徒 事項	指導その他教育の充実に関する									
	している方で、希望する配	慮・支援内容	につ	いて記入し	てく	ださい。				
障害の種類・										
希望する配慮	・支援内容									
〔証明者記入	欄】※ 校長等により受講対象者である	ことの証明を受けて	くださ	い。証明の方法は	裏面を	参照ください	、 (証明	書類の添	付でも同	 可
上記の者	は教育職員免許法第9条の3第	3項又は免許状	更新	講習 規則第99	をに 規	定する受	計対象	者に該	当する	Do
	平成 年 月 日	(証明者	名)						E	1
[園長による証明								FI	-

【資料3】免許状更新講習修了(履修)証明書

免許法施行規則別記第4号様式

免許状更新講習(修了)(履修)証明書

(ふりがな) 氏 名 生年月日

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法第9条の3に定める免許状更新講習の(課程を修了) (課程の一部を履修) したことを証明する。

平成 年 月 日

〇〇大学学長 〇〇 〇〇 印

記

1. 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項

免許状更新講習の名称及び認定番号	時間数	履何	多認定	年月E	3
00000000000000000000 (平00-0000-0000号)	1 2 時間	平成	年	月	В

2. 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項

免許状更新講習の名称及び認定番号	時間数 履修認定年月日				3	対象免許種 (対象職種)
00000000000000000000(平00-00000-00000号)	6時間	平成	年	月	B	教・養・栄

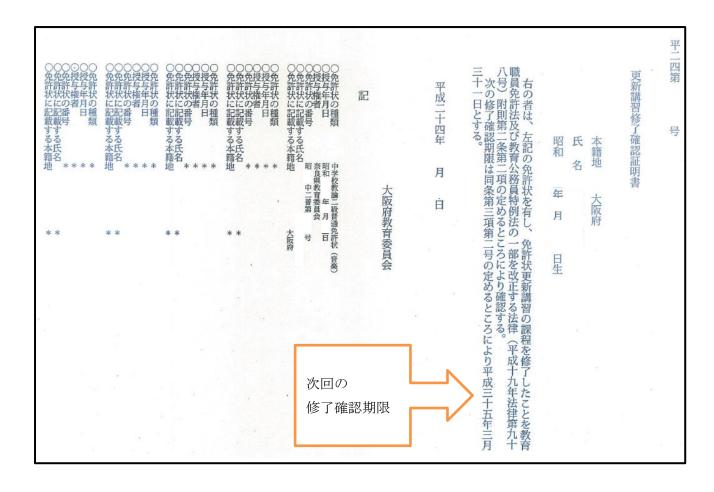
備考

- 「対象免許種(対象職種)」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
- 二 「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力について の理解に関する事項」又は「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」のうちいずれか一方に ついて証明する場合には、他方の欄は設けないこととする。

【資料4】更新講習修了確認申請書

大	阪 3,300円分	府 の大阪府証紙を則	証		Ŷ	
阪府教育委員会 様	更新	講習修了確	崔認申請書	平成	年月	月日
更新講習修了確認申請書 大阪府教育委員会 様 大阪府教育委員会 様 大阪府教育委員会 様 大阪府教育委員会 様 生年月日 昭和 年 月 現住所 電話番号 勤務 (予定) 校・機関 敬育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成 20 年文部科学省令第 9 号) 附則第 9 条第 1 項のより、免許状更新講習の課程を修了したことについての確認を申請します。 有する免許状 福 類 免許状番号 授与年月日 授与権者 免 許 状 に 記記 本 第	日					
				本籍	地	都道府
務 (予定) 校・機関			1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00	職名	Dr. gr	
種類	免許状番号	授与年月日	授与権者		氏名	記載
1.				HL 49% 02 3	~ 4 2	本 籍
高等学校教諭1種		平 21. 3. 31		大阪 花-	7	大阪府
			教育委員会した書面に記載		Section 1	
修了又は履修した免許な	大更新講習				T	
						免許權
教職についての省察す		用取名	1≥ J (/	復修)年月日	对象	
教職についての省察室 に子どもの変化、教育政 の動向及び学校の内外 おける連携協力につい	改策 トに	用取伯			对象	
	反府教育委員会 様 リガナ名 住所 電話番号 務(予定)校・機関 校育職員免許法及び教育公 校育職員免許法施行規則の で有職員免許法施行規則の で、免許状 種 類	更新 反府教育委員会 様 リガナ 名 住所 電話番号 務(予定)校・機関 で育職員免許法及び教育公務員特例法の一を育職員免許法施行規則の一部を改正する。 、免許状更新講習の課程を修了したこと 有する免許状 種類 免許状番号	更新講習修了確 更新講習修了確 反府教育委員会 様 リガナ 名 住所 電話番号 務(予定)校・機関 を育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法 で育職員免許法施行規則の一部を改正する者令(平成 20 、免許状更新講習の課程を修了したことについての確認 有する免許状 種類 免許状番号 授与年月日	要新講習修了確認申請書 反府教育委員会 様 リガナ 名 住所 電話番号 落 (予定) 校・機関 で育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年で で	要新講習修了確認申請書 平成 原府教育委員会 様 リガナ 名 生年月日 昭和 年 住所 電話番号 務 (予定) 校・機関 「育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)で育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第一、免許状更新講習の課程を修了したことについての確認を申請します。 有する免許状 種類 免許状番号 授与年月日 授与権者 免 許 状	要新講習修了確認申請書 平成年 東新講習修了確認申請書 平成年 以ガナ 名 生年月日 昭和 年 月 住所 電話番号 務 (予定)校・機関 株育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2合育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1、免許状更新離習の課程を修了したことについての確認を申請します。 有する免許状 種類 免許状番号 授与年月日 授与権者 免 許 状 に 常 類 免許状番号 授与年月日 授与権者 免 許 水 に 名 類 第0000号

【資料5】更新講習修了確認証明書



【資料6】免許状更新講習免除申請書

第	十二号様式(旧免)		i		- i		
		77-	p*r	=-		ort		
	大	阪 3 300円分の	府 の大阪府証紙を則	証 は付してくださ	(1/)	紙		
		0,000133	- フラマド/ス/1寸 HIL/164 と 94		•			
		免許增	犬更新講習	免除申請	書			
大阪	府教育委員会 楷	ŧ			平成	年	月	日
	ガナ 名			生年月日	昭和	年	月	日
現住	:所 電話番号					本籍地		都這府場
勤發	5 (予定) 校・機関					職名		
規定は	及び教育職員免許法 により、免許状更新 有する免許状	施行規則の一部を改構習の受講の免除を は関の受講の免除を	改止する省令(^፯ を受けることを□	⊬成 20 年文部 申請します。 ┃			1- 第	2 許 状
	種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免 許 記 載	・状の氏	(己 載
							- 1	74
(例)	高等学校教諭1種	平20高1		大阪府				
	国語	第0000号		教育委員会		反 花子		大阪府
•		ハ場合は、この様式 ***	この例により作成	てした書面に記	載して、そ	の書面を	添付し つ	てくださ
2 1	免許状更新講習の受 □ 教員を <mark>指導</mark> する	講の免除事田 立場にある者とし	ての免除 (職	名)
	□ 優秀教職員表彰	受賞による免除	※表彰を行った	主体・表彰名	・受賞日を	記入。)
	□ 免許状更新講習	の講師を勤めたこ	とによる免除	※講師を勤める	を講習名・	期間を記	7.	,
		1 × 2 HAMB & 30 × 2 / C C		7•< H*FIII C 301 v > 1	CITY EI 7))	~ • • • • • • • • • • • • • • • • • • •)
[証]	明者記入欄〕 ※ 上	記2の免除事由に記	核当することの記	正明のためご記	入ください)0		
	記の者は、教育職員 を証明する。	免許法施行規則の一	一部を改正する名	省令附則第 10 億	条第1項に	規定する	者に該	当する
	成 年 月	日	証明者職・氏名	名 K				和(私印不

園長(申請者が園長の場合は 法人理事長)による証明

【資料7】修了確認期限延期申請書

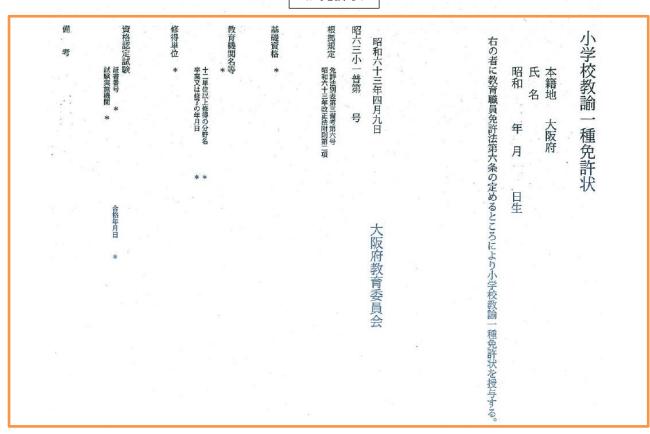
		大	2,0	阪)00円分	府 の大阪府証紙を		正ごさい。		紙			
大區	反府教育	委員会	様	修了	確認期限	延期申請	書	平月	 左	F	月	日
フリ 氏						生年月日	昭和	4	F	月		Ħ
現住		電話番号	-		5	本籍地			都道府県			
勤務	(予定) 村	交・機関			J	職名						
教育耶 り、値	战員免許法	施行規則 限の延期]の一部を	特例法の改正する。ことを申	一部を改正する 省令(平成 20 請します。	法律(平成] 年文部科学省	9年法律 î令第95	第 98 号)附貝	号)附則 則第9多	則第 2 条第 1	項の規	見定に
	種	類	免記	许状番号	授与年月日	授与権利	免記	許	が氏	に名	免許本	載は
(例)	高等学校 国 記載欄	語	第0	2 0高1 000号 t、この様式	平 21. 3. 31	教月安貝			花子	添付		阪府 ださ
2 刻	E期前の)修了	確認期	限 :	平成 年	月	日					
3 月	=請する延	期後の修	下了確認其	朋限 :	平成 年	月	日					
4 页	<u>E</u> 期事由		期間・間・間・間・間・間と員を 教工を を を を を を を を を を を を を を	業(その事 平成 年 った日から なった日	月 日4 日5 月 日っ修了確認期限	月 日	月 2年2か		である	こと	による) 延期
			その他()
					該当することの 附則第7条に規				を証明で	する。		

【資料8】

新免許状



旧免許状



【根拠法令】

■教員免許更新制関係

〔教育職員免許法〕

(有効期間の更新及び延長)

- 第九条の二 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。
- 2 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出してしなければならない。
- 3 第一項の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合に限り、行うものとする。
- 4 第一項の規定により更新された普通免許状又は特別免許状の有効期間は、更新前の有効期間の満了の日の翌日から 起算して十年を経過する日の属する年度の末日までとする。
- 5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条 第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由に より、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、 文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。
- 6 免許状の有効期間の更新及び延長に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

[職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律]

附則第二条

- 2 旧免許状所持者であって、新法第二条第一項に規定する教育職員(第七項において単に「教育職員」という。)その他文部科学省令で定める教育の職にある者(以下「旧免許状所持現職教員」という。)は、次項に規定する修了確認期限までに、当該修了確認期限までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習(新法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。)の課程を修了したことについての免許管理者(新法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。以下この条において同じ。)による確認(以下「更新講習修了確認」という。)を受けなければならない。
- 5 旧免許状所持現職教員 (知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学 省令で定めるところにより免許管理者が認めた者を除く。)が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合には、その者の有する普通免許状及び特別免許状は、その効力を失う。